

第1項 医療の充実

1. 現況と課題

(1) 医療施設の現況と課題

^{*}第二次救急医療
入院又は緊急手術を必要とする重症救急患者に対して行なう救急医療で、初期救急医療（第一次救急医療）をバックアップするものとして医療圏域ごとに重症救急患者を収容できる幾つかの医療施設が輪番制で対応するもの。本市では市立伊東市民病院が24時間365日第二次救急医療を担っています。

^{*}一定の制約
市立伊東市民病院の用途指定期間は、平成13年3月1日から平成23年2月28日までの10年間です。

^{*}熱海伊東保健医療圏域
医療法に基づいて策定された静岡県保健医療計画では、県内を8の圏域（ブロック）に分けています。本市は熱海市とともに熱海伊東保健医療圏域に属しており、これら医療圏域ごとに病院の基準病床（ベッド）数が定められています。平成17年3月の見直しでは、本圏域の一般病床数は、基準病床数731床、既存病床数1,185床で、454床の過剰となっています。

市立伊東市民病院は、平成12年度に国から国立伊東温泉病院を引き継ぎ、診療時間の延長、土曜診療の実施を実現するとともに、24時間365日体制の^{*}第二次救急医療を市民病院単独で実施しています。新たに、市民からの要望の多かった小児科、脳神経外科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科をそれまでの内科、外科、整形外科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科に加え、11診療科としましたが、診療科のさらなる充実が求められています。

現在の病院施設の改修や医療機器の整備には限界があるため、平成14年度に伊東スタジアム跡地を医療施設建設計画用地として取得しました。国有財産を譲り受けた場合は、その後の利用に^{*}一定の制約があり、また、^{*}熱海伊東保健医療圏域が病床過剰状態で増床は困難なことから、現在の市民病院の許可病床250床を有効に活用し、市民の医療需要に適切に応える新病院を建設することが求められています。

(2) 医療体制の現況と課題

急速な高齢化、疾病構造の変化、医療技術の発達など、医療を取り巻く環境が複雑化しているなかで、市民のニーズは健康管理、初期救急からリハビリテーションにいたるまで、広範囲において多様化しています。

市民がいつでも安心して適切かつ最良の保健医療サービスを受けることができるために、市立伊東市民病院と市内医療機関をはじめ医療機関相互の連携と機能分担、医療を中核とした保健・福祉・介護との一体的なサービス供給の相互連携体制を構築することが課題となっています。

医療機関数・病床数（平成17年4月1日現在）

	病院		診療所		歯科診療所
	施設	病床	施設	病床	
平成13年	3	369	63	255	45
平成14年	3	369	58	255	44
平成15年	3	369	60	232	44
平成16年	3	347	58	225	47
平成17年	3	347	54	206	48

（注）平成15年以前の病院病床数には、22床の結核病床を含む。

第1節 安心できる医療と保健の充実

2. 施策の基本的な方向性

(1) 医療施設の充実

市立伊東市民病院は、地域の基幹的な医療施設として、施設や医療機器の整備・充実などを図ります。

また、引き続き医療施設設置基金の積立てなど整備資金の確保に努め、高度で総合的な医療機能を保有した新病院建設の構想を策定し、建設を推進します。

新病院への移転に伴う跡地の利用については、少子高齢社会の到来により医療・保健福祉・介護サービスの充実が求められることから、これらの一体的な運営ができる施設の整備を検討します。

(2) 医療体制の充実

限られた医療資源のなか、救急医療体制の一層の充実に努めるとともに、地域における適切な医療サービスを提供するため、第二次救急医療を担当する市立伊東市民病院を中核的な医療施設とし、第一次救急医療を担当する市内の医療機関との機能分担と相互連携のシステムの構築を図ります。

また、市民の健康増進、疾病予防から治療、リハビリテーション、さらに福祉に至るまで、幅広く生活に密着したサービスを効率よく提供するため、医療と保健・福祉の情報を共有化するシステムの構築を検討していきます。

市内の医療機関での入院治療を終えた*要介護者に、家庭復帰をめざした医療サービスと日常生活支援サービスを提供するとともに、医療機関相互の連携を効果的に進めていくため、伊東市介護老人保健施設みはらしの運営事業を推進します。

*要介護者

日常生活の動作に、6か月間継続して介護を必要とする方。介護の必要な度合いによって、要介護認定区分により5段階に分かれています。

3. 施策の体系と主要施策

1 医療施設の充実

- ・市立伊東市民病院の整備・充実
- ・新病院建設の推進

2 医療体制の充実

- ・救急医療体制の充実
- ・医療施設間の連携体制の構築
- ・保健・福祉との連携体制の構築
- ・伊東市介護老人保健施設みはらしの運営

第2項 健康づくり体制の充実

1. 現況と課題

(1) 健康づくりの現況と課題

健康づくりは、病気の予防や早期発見に加え、心の健康も含めた健康の持続や増進を重視して取り組むことが大切です。そのため、本市では健康回復都市をめざして、健康づくりの体制やプログラムの整備に取り組んできました。

今後、健康づくりを一層推進するため、組織の育成や人材の確保が求められます。さらに、健康づくりの拠点施設として、手狭で老朽化の進んでいる保健センターの早期改築や温泉を利用した施設の設置が望まれています。

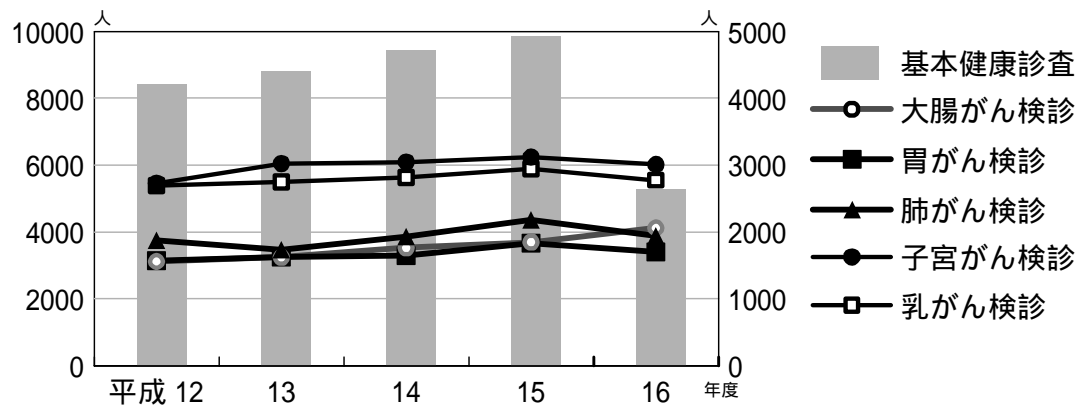
(2) 保健活動の現況と課題

市民の健康保持、疾病予防を目的に各種健康診査や健康相談、健康教育などを実施していますが、健康診査においては、受診するのみで早期治療に結び付いていない現状を改善していく必要があります。

母子保健事業では、健全な母性や乳幼児の健やかな発育のため、健康診査や母親に対する相談の充実など多様な支援が求められています。

がん検診は、健診内容の充実や受診者の増加を図ることが求められます。

基本健康診査・がん検診の受診状況



(3) 感染症対策の現況と課題

予防接種は、接種義務がなくなり個別接種が原則となったことにより、接種率が低下しています。予防接種の重要性を再認識してもらい、接種率の向上を図る必要があります。

結核は減少傾向にあります。発見時の病状が重度となっている人が目立っています。検診(レントゲン撮影)の受診率の低下が原因と考えられることから、健康への意識啓発や検診のPRを強化していく必要があります。

多くの急性伝染病が急激に減少しているなかで、インフルエンザによる患者は毎年多く発生しています。乳幼児や高齢者などの抵抗力の弱い人たちが感染すると重症化しやすいため、予防対策の推進が必要です。

エイズなどの性感染症は、実態の把握が困難ですが、相当の広がりをみせていると考えられます。関係機関との連携を密にし、正しい予防知識の普及・啓発を推進する必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 健康づくりの推進

健康回復都市として、心の健康を含めた健康増進(一次予防)を推進するため、市民の意識啓発に努めるとともに、自然や温泉を活用した健康づくりプログラムの充実、保健センターをはじめとした健康づくり施設の整備・充実を進めます。さらに、市民の自発性を尊重しつつ、健康づくりの人材や推進組織の育成・支援を図ります。

また、市民の健康診査の結果を継続的に管理する健康管理システムの導入を図ります。

(2) 保健活動の充実

母子保健では、妊婦への保健指導や乳幼児健診を充実するとともに、関係機関と連携を密にし、育児不安やストレスなどの問題に対応できるよう努めます。

また、中・高校生に対し、健全な母性や父性に関しての正しい知識の普及・啓発を推進します。

成人及び老人保健対策では、生活習慣病の早期発見・早期治療のための健康診査を実施し、事後指導として個別対応を含めた健康教育や健康相談を推進します。

がん検診は、受診率と精度の向上のため、健診内容や実施体制の拡充を図ります。

歯科保健では、乳幼児や成人への対策を充実します。特に、寝たきりの者や障害者を対象とした歯科診療の体制づくりを進めます。

さらに、子どもの生活習慣病やアレルギー性疾患の予防のため、関係機関と連携し、学校保健対策を充実します。

(3) 感染症対策の推進

接種率の向上のため、その重要性の啓発に努めます。

結核の予防と早期発見・早期治療のため、知識の普及・啓発に努めるとともに、結核検診の受診率と予防接種の接種率の向上を図ります。

インフルエンザの感染予防のため、正しい知識や予防接種の必要性の啓発に努めます。

また、エイズや性感染症など各種感染症の予防のため、正しい知識の普及・啓発に努めます。

3. 施策の体系と主要施策

1 健康づくりの推進

- ・知識の普及、啓発
- ・健康づくり組織の育成
- ・健康増進事業の実施及び施設の整備・充実
- ・温泉を利用した健康増進の施設整備及びプログラム開発
- ・健康管理システムの導入

2 保健活動の充実

- ・母子の健康教室・健康診査・健康相談の実施
- ・出産及び育児への支援の推進
- ・健康診査、がん検診の推進
- ・健康教育、健康相談の推進
- ・機能訓練、訪問指導の実施
- ・歯科保健対策の推進
- ・小児生活習慣病等の予防

3 感染症対策の推進

- ・予防接種の実施と普及・啓発
- ・結核予防対策の推進
- ・インフルエンザ、エイズ等の予防対策の推進

第3項 国民健康保険・老人保健制度の適切な運用

1. 現況と課題

高齢化の進展などにより、国民健康保険・老人保健制度に対する依存度が高まっています。このため、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、財源となる国保税の収納率の向上を図るとともに、老人保健事業については、医療費の公費負担割合に基づき適正額の歳入を確保する必要があります。

あわせて、医療費の適正化に努め、厳しい状況にある財政基盤を安定化させることが求められます。また、国は今後、医療保険制度改革を予定しており、これらの推移を注視し、対処する必要があります。

国保被保険者・世帯の動向

(単位：人、世帯)

年度	人口	世帯数	国保加入者		加入率(%)	
			被保険者数	世帯数	人口	世帯
平成 12	74,541	32,072	38,579	20,046	51.8	62.5
平成 13	74,487	32,081	39,681	20,729	53.3	64.6
平成 14	74,720	32,541	40,827	21,414	54.6	65.8
平成 15	74,862	32,928	41,429	21,913	55.3	66.5
平成 16	75,042	33,312	41,822	22,309	55.7	67.0

資料：各年度末 住民基本台帳

2. 施策の基本的な方向性

(1) 国民健康保険・老人保健制度の適切な運用

国民健康保険・老人保健制度について、わかりやすい広報を行うとともに、国民健康保険制度の財源確保と税負担の公平化を図るため、納期内納入と滞納防止に努めます。

レセプト（診療報酬明細書）の内容点検を充実・強化するとともに、医療費通知により、受診者が健康の大切さを認識し、国民健康保険・老人保健事業が健全に発展するよう理解を得るために、発行回数を増加します。

疾病予防を推進するため、健康づくり・健康診査との連携を強化し、重複多受診者等に対しては対象者との調整を行い、訪問指導を強化します。

3. 施策の体系と主要施策

1 国民健康保険・老人保健制度の適切な運用

- ・国民健康保険・老人保健制度の周知・啓発と財政基盤の安定化
- ・医療費の適正化
- ・保健事業の充実

第1項 高齢者福祉の充実

1. 現況と課題

平均寿命の伸びや合計特殊出生率の低下などに起因して、人口構造の高齢化が急速に進行しています。本市における65歳以上の高齢化率は、平成7年には18.0%、平成12年には21.8%、平成17年には26.1%に達し、既に4人に1人が65歳以上となっています。今後も高齢化が急速に進行する見込みで、75歳以上の後期高齢者の増加とともに寝たきりや*認知症などの要介護の人たちがますます多くなるものと思われます。

*認知症
介護保険法において従来使われていた「痴呆」という用語が見直され、認知症に改められました。

一方、世帯規模の縮小、女性の就業意識の高まり、扶養意識の変化などにより、家族での介護力が低下しています。また、本市は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多い状況にあります。

こうしたなかで、真に豊かな長寿社会を達成し、これからの社会にふさわしい老人福祉制度と施策を実現していくため、生きがい活動、健康づくり、介護予防対策などの健康で生きがいのある暮らし、在宅福祉の充実、介護施設の整備と介護サービスなどの援護を必要とする高齢者への支援が求められています。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 健康で生きがいのある暮らしの支援

心身ともに健康で元気な高齢者が、地域活動に参加し、地域社会を支える役割を担うことのできる環境づくりを進めます。

そのため、介護予防対策事業や高齢者の引きこもりをなくすための生きがい活動支援通所事業を積極的に推進します。また、高齢者の社会参加、教養文化活動や就労を推進していくため、老人クラブ活動やシルバー人材センター事業の支援などを図ります。

(2) 介護が必要な高齢者への支援

高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域の中で、自立した日常生活を営み安心して暮らし続けることができるよう、訪問介護、配食、外出支援などの在宅福祉サービスを充実します。在宅での生活が困難な場合には適切な施設が利用できるように、特別養護老人ホーム等の必要な施設の整備を推進します。

また、急速な増加が見込まれる認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、家族的な環境で少人数の共同生活を送る認知症高齢者グループホームの整備をはじめ介護サービスの充実を図ります。

さらに、認知症高齢者や家族への支援体制を充実するため、地域に根差した情報の支援、生活圏域における住民の支え合いの体制や拠点の整備を進めていきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 健康で生きがいのある暮らしの支援

- ・生きがい活動支援事業の推進
- ・介護予防対策事業の推進

2 介護が必要な高齢者への支援

- ・在宅サービスの充実
- ・在宅介護の支援
- ・施設サービスの充実
- ・高齢者入所施設の整備
- ・地域ケア体制の整備
- ・人材養成等の体制の整備

第2項 児童福祉の充実

1. 現況と課題

平成16年における本市の出生数は569人であり、昭和50年の約半数となっています。*合計特殊出生率を見ると過去5年において大きな変動はないものの、少子化の傾向にあるといえます。少子化は、晩婚化、非婚化が理由とされてきましたが、結婚しても子どもを持たない夫婦が増加していることが新たな要因になっているといわれています。子どもを産まない理由として、核家族化が進み、また、隣近所の付き合いが希薄になったことで、家族や地域による子育てのサポートが減ったこと、女性が就労する機会が増大し、子育てが不安や負担に感じられることなどが挙げられます。少子化の進行が今後の経済や社会保障などに与える影響が懸念されており、少子化を食い止めるために子育て環境を改善することが強く求められています。

また、本市の市民生活の特徴として、観光サービス業を基幹産業としていることから、近年の観光産業の低迷により所得が低下していること、出産・子育て年齢にある女性の就労率が高いこと、母子家庭の比率が高いことなどが挙げられます。これらの点を考慮して、子育て環境の改善に取り組む必要があります。

本市では、子育て環境を改善・充実していくため、平成16年度に「伊東市次世代育成支援行動計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、家庭や地域の関係の希薄化により生じる子育ての負担や悩みを軽減・解消するため、地域や社会全体で子育てを支援していく体制を整えていくとともに、就労する女性の子育てを支援するため、保育サービスや学童保育の充実を図っていく必要があります。また、乳幼児期の子どもの健全育成にとって重要な食生活に関する意識啓発と保健医療体制の充実を進めていくことも求められます。さらには、近年増加傾向にある児童虐待への対策の強化、障害を持つ児童へのきめ細やかな支援を図る必要があります。

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別の出生率を合計したもの。女性一人当たりの平均子供数を表します。
本市における平成15年の合計特殊出生率は、1.31です。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 地域における子育て支援

子育ての負担や悩みを軽減・解消するため、地域における親同士の交流や情報交換、子ども同士の交流、子育ての相談を充実するとともに、子育て家庭のニーズに対応できるように、人材の確保・育成に努めます。

保護者が安心して就労できるように、就労形態の多様化に合わせて保育サービスを充実していきます。

さらに、子どもの健全育成と地域の子育て力の向上のために、地域の諸団体などと連携して、公共施設などを活用した各種イベントの開催を進めます。

また、子育て支援団体の活動を促進するため、子育て支援に関する情報提供や団体のネットワークづくりへの支援を図ります。

(2) 母親と乳幼児等の健康の確保及び増進

食を通して子どもの健康を確保し、母親同士の交流の場を提供するため、乳幼児期における食事についての教室、講座の開催などを進めます。

また、病気にかかりやすい乳幼児の健康を確保するため、医療費助成を充実するとともに、安心して医療を受けられる体制を整備します。

(3) 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

児童虐待などの不安や悩みを抱える養育者に対して、専門的見地から助言のできる家庭児童相談室を充実するとともに、発生予防から早期発見・対応までの総合的な支援体制を整備します。

障害児の安全確保と保護者の不安・孤立感の解消とともに、健常児と障害児が同一環境で保育される*ノーマライゼーションの実現を図るため、専門的な知識や技能を有する人材を確保し、心身の障害の早期発見・治療・療育、未受診者への対策を充実します。

*ノーマライゼーション
障害の有無に関わらず、すべての人が社会の構成員として平等に自立した生活や社会活動を営むことを可能にすること。障害のある人が特別視されることなく、社会に生活する個人として地域で生活し、行動できること。

3. 施策の体系と主要施策

1 地域における子育て支援

- ・子育て支援におけるサービスの充実
- ・保育サービスの充実
- ・児童の健全育成
- ・子育て支援団体のネットワークづくり

2 母親と乳幼児等の健康の確保及び増進

- ・食育の推進
- ・小児医療の充実

3 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

- ・家庭児童相談室の充実
- ・児童虐待防止策の充実
- ・障害児の支援の充実

第3項 障害者福祉の充実

1. 現況と課題

(1) 自立できる暮らしの実現の現況と課題

障害のある人もない人も地域社会の一員として生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害についての正しい理解の普及に努め、その能力に応じた就労の確保や誰もが暮らしやすく活動しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めることが必要です。一方で、障害者自身も社会の一員としての自覚を持ち、積極的に社会参加や社会貢献をし、市民などとの交流を進めることが大切です。

また、本市において障害者の一般就労がますます困難になるなかで、福祉的就労の場の確保を図ることが求められます。

さらに、災害などの非常時、緊急時における障害者への情報伝達体制の確立が急務となっています。

(2) 暮らしを支える福祉サービスの充実の現況と課題

介護者の高齢化に伴い、家族などの介護負担や障害者自身の将来への生活不安が増えています。介護負担を軽減させ、障害者が安心して生活できるように、今後、居宅介護支援をはじめとする在宅福祉サービスの充実と入所型施設をはじめとする各種障害者福祉施設の拡充・整備が必要となってきます。

また、障害の重度化・重複化の増加に伴い、障害者の特性を踏まえたきめ細かな対応が求められています。そのため、早期療育をはじめとし、各サービスの質の向上、人員配置と十分な情報提供を含めた相談体制の強化が課題となっています。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 自立できる暮らしの実現

「ノーマライゼーション」の理念の下で障害者が地域の中で生き生きと暮らしていくために、社会参加や自立的活動を支援する体制を強化するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや住環境の整備、緊急時の連絡体制の充実を図ります。

また、障害者の雇用の確保を図るため、関係機関との連携を強化し、事業者や市民の意識啓発に努めます。一般就労が困難な障害者へは、福祉的就労の場の整備及び安定的運営への支援に努めていきます。

(2) 暮らしを支える福祉サービスの充実

家族などの介護負担を軽減させ、住み慣れた地域で障害者が安心して生活できるように、居宅介護支援や日常生活支援サービスを充実するとともに、入所・通所施設の整備や運営強化への支援を推進します。

また、関係団体と連携して、障害者の健康の維持・向上を促進するとともに、地域活動支援センターを核に、障害者及び家族などが気軽に利用でき、適切な指導・助言が受けられる相談体制を充実します。

3. 施策の体系と主要施策

1 自立できる暮らしの実現

- ・ 障害者の雇用確保
- ・ 福祉的就労の場の整備と運営の安定
- ・ 障害者の自立的活動の支援
- ・ 障害者の社会参加への支援
- ・ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- ・ 住宅改善の推進及び障害者向け住宅の確保
- ・ 緊急時の連絡体制の充実

2 暮らしを支える福祉サービスの充実

- ・ 施設サービスの推進
- ・ 在宅福祉サービスの充実
- ・ 日常生活支援サービスの充実
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 相談体制の充実

第4項 地域福祉の充実

1. 現況と課題

(1) 共に生きる地域づくりの推進の現況と課題

少子高齢化の進行に伴う福祉需要の変化、男女共同参画の進展及び核家族化の進行など、地域社会の変容により、生活上の様々な問題が複雑多様化し、また、地域の連帯や家族の絆が希薄となってきました。

このような現代にあって、すべての人が地域の中で生活をしていくために、行政だけでなく地域住民との協働のもと、共に支えあう地域社会づくりを推進する必要があります。

(2) 援護が必要な家庭への支援の現況と課題

長引く景気の低迷と高齢化が失業者の増加につながっています。本市の生活困窮などに伴う*保護率は平成17年4月1日現在15.16パーセントであり、県下一の高さとなっています。

このため、関係機関と連携を図りつつ、被保護者の自立支援や相談指導の強化を図る必要があります。

*保護率

保護率は、被保護実人員を平成16年10月1日現在の市町村別推計人口で除し、千分率で表したものです。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 共に生きる地域づくりの推進

「共に生きる地域づくり」を推進するため、市民の福祉意識の高揚を図り、ボランティアの育成を強化し、支援体制を充実していきます。

このため、地域福祉の広報啓発活動や福祉教育を推進します。また、地域福祉のニーズを的確に把握し、社会福祉協議会など福祉関連団体への支援と連携の強化を図っていきます。

(2) 援護が必要な家庭への支援

関係機関などとの連携を強化し、就労指導嘱託員とともに生活保護者などの自立支援を促進します。

さらに、きめ細かな相談指導を実施するため、他法、他施策に熟知した相談専門職員による相談窓口の開設を検討するとともに、民生委員・児童委員との連携強化を図ります。

3. 施策の体系と主要施策

1 共に生きる地域づくりの推進

- ・ 広報・啓発活動の推進
- ・ 福祉ニーズの的確な把握と支援体制の強化
- ・ 福祉関係団体の組織の充実と連携の強化
- ・ ボランティアセンター機能の充実
- ・ 福祉教育の推進

2 援護が必要な家庭への支援

- ・ 被保護者への適正な支援
 - ・ 就労支援の強化
 - ・ 生活相談体制の充実
-

第5項 国民年金対策の充実

1. 現況と課題

国民年金は老後の基本的な生活を支える制度として重要な役割を担っていますが、国民年金法などの改正により、ますます複雑な年金制度となっており、被保険者にとっては、わかりにくいものとなっています。

さらに、年金制度の維持に対する不安感や不信感などによる未加入・未納者の増加が相まって、納付率は低下傾向にあります。

このようななか、年金制度に対する理解を深めるための啓発や相談業務の充実を通じて、保険料納付率の向上を図るとともに、年金制度に対する信頼の回復に努めていくことが求められます。

2. 施策の基本的な方向性

老後の安定した生活設計に向け、社会保険事務所と協力連携して、年金加入者や未加入者への制度の周知・普及や加入促進に努めます。

3. 施策の体系と主要施策

1 国民年金対策の充実

- ・制度の周知・普及
 - ・未加入者の加入促進
 - ・制度の整備充実の要望
 - ・関係機関との協力連携による体制の強化
-

第1項 地域防災の充実

1. 現況と課題

(1) 地域防災体制・施設の充実の現況と課題

防災活動の基本となる情報網を確立するため、市、関係機関、連合自主防災会などを相互に結ぶ地域防災無線を整備するとともに、各地区へのコミュニティ防災センターの建設や資機材・備蓄品の整備を計画的に進めてきました。

しかし、今後心配される東海地震、神奈川県西部の地震などに対し、災害時に必要な資機材や備蓄品の整備を一層推進するとともに、災害時の拠点となる公共建築物の耐震化を図っていく必要があります。また、地域防災無線が平成23年から利用できなくなるため、代わりとなる情報伝達システムを構築し、より充実した情報網を確立することが求められます。

(2) 自主防災組織の育成・強化の現況と課題

現在、136の自主防災会が組織されていますが、未組織地域や未加入世帯がまだまだ存在します。

自主防災会の役割・必要性を理解してもらうとともに、地域での防災リーダーの育成や地域ぐるみの防災体制の強化を図る必要があります。

(3) 治山・治水対策の充実の現況と課題

崖崩れなどの恐れのある急傾斜地に接して市民が居住している箇所が市内に数多くあり、必要な箇所について崩壊防止対策事業を推進していく必要があります。また、土砂災害などが発生する恐れのある急傾斜地や土石流危険渓流が無数に存在しており、市民を災害から守るために、治山治水対策事業、開発規制や警戒避難体制の整備を推進していくことが求められます。

さらに、土砂災害などの自然災害は身近な問題として存在することを市民に理解してもらうため、防災意識の高揚を図っていく必要があります。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 地域防災体制・施設の充実

災害時の情報の収集・伝達体制の充実が防災活動の基本となるため、同報無線の難聴地域への戸別受信機の設置や*コミュニティFM・*CATVを活用した広報活動などを図っていきます。また、平成23年に利用ができなくなる地域防災無線に代わる、防災関係機関との新たな情報伝達システムの研究を進めます。

また、地域における災害対応力を強化するため、防災用資機材、備蓄品の計画的整備を推進し、避難生活への対応などを強化するとともに、災害時の拠点となる公共建築物の耐震化を計画的に進めていきます。

*コミュニティFM

平成4年1月に郵政省により制度化された、市町村に開設する長短波(FM)ラジオ局。これまでのラジオ局は、都道府県という大きなエリアの放送局だったが、コミュニティ放送局は、市や町がエリアのため、急な情報の提供や地域情報の発信を行うことができます。

*CATV

(ケーブルテレビ)
アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能です。

第3節 安全な市民生活の確保

(2) 自主防災組織の育成・強化

災害の拡大防止、被害の軽減を図るためには、初動段階での活動が重要であることから、地域の防災を担う自主防災組織を強化するため、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という防災意識を高揚するとともに、活動に必要な防災資機材の整備や防災訓練の充実を図ります。

また、自主防災活動が活発に行われるためには、中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であるため、平成15年に制定された「伊東市防災指導員設置運営要綱」に基づき、自主防災の要となるリーダーの育成を図ります。

(3) 治山・治水対策の充実

急斜面に接して市民が居住し、崖崩れ等の災害の恐れのある危険区域は、地元要望などを取りまとめて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、崩壊対策工事の実施を県に働きかけていきます。土石流災害などの恐れのある危険な溪流についても、砂防えん堤設置などの砂防事業の促進を県に求めています。

あわせて、自然災害の発生を未然に防ぎ、または、被害を最小限に留めるため、崖地や河川のパトロールを定期的実施するとともに、*ハザードマップの作成配布や防災連絡員（砂防ボランティア）の支援・育成を通し、市民自らが災害時に安全な行動をとれるよう、日頃の防災意識の醸成に努めています。

さらに、市内の土砂災害危険箇所を調査し、「土砂災害警戒区域」の指定により開発制限や警戒避難体制の確立を促進していきます。

*ハザードマップ
自然現象がもたらす災害の程度や危険度、起こりうる地域を予測し、地図に表したものです。火山、地震、水害、津波などのハザードマップが作られています。

3. 施策の体系と主要施策

1 地域防災体制・施設の充実

- ・通信・広報の情報伝達設備等の整備
- ・資機材・備蓄品等の整備
- ・関係機関等との情報伝達システムの整備
- ・支援受け入れ体制の整備
- ・公共建築物の耐震化

2 自主防災組織の育成・強化

- ・家庭における防災対策の啓発
- ・防災訓練の充実
- ・防災リーダーの育成
- ・自主防災組織の強化

3 治山・治水対策の充実

- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進
- ・砂防えん堤など治山治水対策事業の推進
- ・自然災害に対する市民意識の醸成
- ・土砂災害警戒区域等の指定の促進

第2項 消防体制の充実

1. 現況と課題

(1) 消防施設・装備の現況と課題

市民や観光客の生命、財産を守るため、消防施設・装備の整備に努めていますが、近年の社会情勢の変化による災害の複雑・多様化や発生が予想される大規模地震に対応するため、古くなった施設・装備の更新、災害活動に即した装備・救助資機材の充実、大火災及び大災害に必要な水利の確保などを進めることが必要となっています。

(2) 消防団組織の現況と課題

消防団は「自分のまちは自分で守ろう」という精神を持つ市民により組織されています。しかし、社会情勢や就業形態の変化に加え、地域における消防団活動の重要性や活動実績が十分に理解されていないことから、消防団員の確保が難しくなっています。

しかしながら、消防団組織は、大規模災害時における地域防災のリーダーであり、また、常備消防を補完する重要な役割を持つため、活動を強化するとともに、団員を確保していくことが求められています。

(3) 救急体制の現況と課題

救急要請が増加するなか、迅速かつ適切な処置を行い専門医療機関へ搬送することが強く求められています。そのため、救急救命士や隊員の技術の向上や体制の強化が必要となっています。

また、救命率を向上させるために、その場に居合わせた市民による適切な応急処置を促進していくことが求められます。

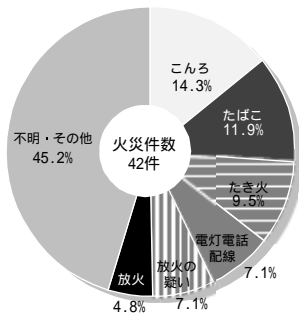
(4) 防火意識の現況と課題

最近の火災は建物火災が半数以上を占め、その大半が一般住宅となっています。そのため、市民の防火に対する意識の醸成が何よりも重要です。

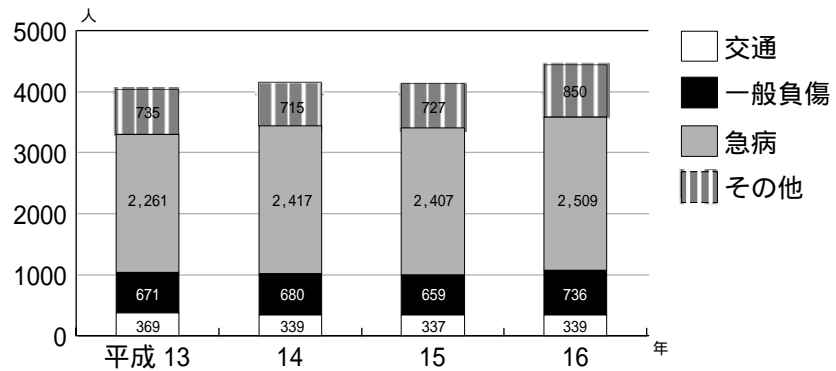
また、安心して泊まれる伊東温泉とするために、宿泊施設などの防火管理体制の充実や市民相互の協力による不審火など出火防止対策が必要となっています。

第3節 安全な市民生活の確保

出火原因別比較（平成16年）



救急活動状況



資料：火災・救急救助年報（伊東市消防本部）

2. 施策の基本的な方向性

（1）消防施設・装備の充実

複雑・多様化する災害に対応するため、各種災害に即した消防訓練施設の整備や老朽化する消防車両の更新を推進していきます。

さらに、大規模な災害に対応できる装備品の補充や各資機材の装備充実、広域支援に資する消防無線のデジタル化や消防通信指令システムの維持管理を図っていきます。

消防水利希薄地域には、耐震性貯水槽、消火栓及び簡易防火水槽を設置していきます。

（2）消防団組織の充実

消防団が活動しやすい環境を整えるため、施設・装備の充実を図ります。

さらに、体制を強化するため、消防団組織への地域の理解の確保、各事業所への団員確保の協力要請の継続に努めます。

（3）救急体制の充実

高度な応急処置と知識が求められる救急業務を遂行するため、研修会の充実などにより、救急隊員の資質のさらなる向上に努めます。さらに、救急救命士の常時乗務体制の確立を図るとともに、市立伊東市民病院や専門医療機関と連携してメディカルコントロール体制の構築を進めていきます。

また、救命率の向上を図るために、消防庁舎の救急指導室を活用し、自動体外式除細動器（AED）の取扱指導など、市民への応急手当普及啓発活動を推進していきます。

(4) 防火意識の啓発

市民・事業者の防火意識の醸成と不審火による出火防止の啓発を推進します。
そのため、一般家庭の防火診断、防火講習会や避難訓練の実施に努めます。
また、事業所などに対し、消防用設備などの適法な設置・管理の指導及び違反是正を進めていきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 消防施設・装備の充実

- ・ 消防訓練施設の整備
- ・ 消防車両の更新（署・団）
- ・ 装備品の補充及び各種資機材の充実
- ・ 消防無線等の整備
- ・ 消防水利の設置拡充

2 消防団組織の充実

- ・ 施設・設備の近代化
- ・ 地域、事業所への理解・協力の要請

3 救急体制の充実

- ・ 救急救命士・隊員の養成
- ・ 応急手当方法の普及啓発

4 防火意識の啓発

- ・ 市民の防火意識の啓発
- ・ 防火対象物の違反是正

第3項 防犯体制の充実

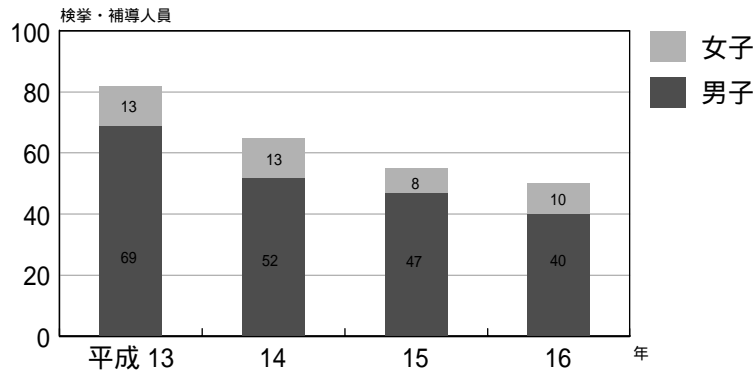
1. 現況と課題

社会全体の規範意識や防犯意識の低下などが犯罪を生む要因となっています。

本市の犯罪件数は、平成12年をピークに年々減少傾向にあります。一方で青少年の非行は低年齢化が進み、中学生・高校生が7割を占めています。

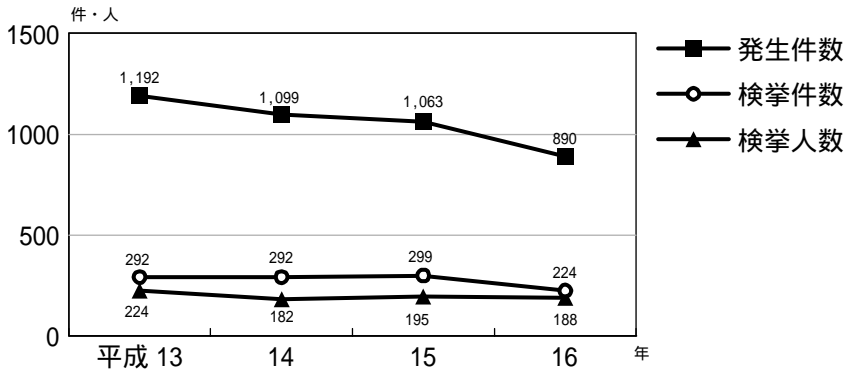
このため、家庭、地域、学校等関係機関と連携の強化を図り、規範意識を高め、防犯意識の醸成を図る必要があります。

少年非行の現況



資料：伊東警察署

刑法犯の現況



資料：伊東警察署

2．施策の基本的な方向性

(1) 地域防犯体制の充実

家庭、地域、学校、関係機関の連携強化のため、「地区安全会議」の設立を進め、防犯意識の高揚に努めるとともに、犯罪の温床となりやすい場所の環境整備を図ります。

3．施策の体系と主要施策

1 地域防犯体制の充実

- ・ 地域、家庭、関係機関の連携
 - ・ 犯罪の温床となりやすい場所の環境整備
-

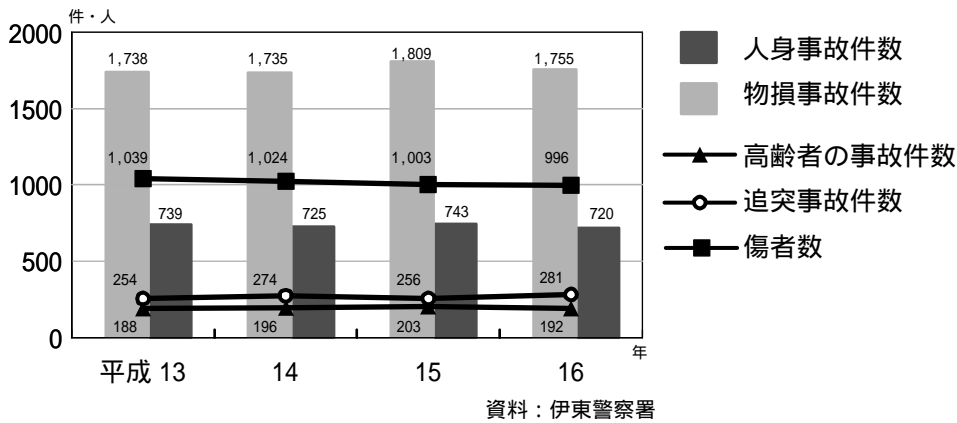
第4項 交通安全の推進

1. 現況と課題

本市は交通安全推進都市として交通事故撲滅運動を推進しており、交通事故は減少傾向にあります。高年齢者と若者に関係した事故は依然として多くを占めています。また、観光地でありながら、事故の起因者の7割が市民となっています。

交通安全を地域や自らの問題として捉え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることが交通事故の抑止となります。家庭、地域、関係機関及び団体が連携・協働し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、良好な交通環境の整備を図っていく必要があります。

交通事故の推移



2. 施策の基本的な方向性

(1) 交通安全意識の啓発と指導者・団体の育成

交通事故撲滅のため、「伊東市交通安全計画」に沿った交通安全事業を推進していきます。

具体的には、交通安全意識の啓発のために、生涯教育の機会の拡大と充実を進めるとともに、交通安全運動を効果的に展開するため、地域の交通安全指導者である交通指導員の安定的な確保と意識の高揚を図っていきます。また、交通安全推進団体の活動の支援並びに老人クラブ、PTAなどにおける交通安全リーダーの育成に努めます。

(2) 道路環境や施設等の整備

事故を誘引する道路環境を改善するため、地域住民や関係機関と連携して、道路パトロールや交通診断を実施し、交通安全施設の整備や細街路の交差点内のカラー舗装化、交通規制の適正化を図っていきます。

3. 施策の体系と主要施策

1 交通安全意識の啓発と指導者・団体の育成

- ・交通安全教室の充実
- ・関係機関・団体等との連携
- ・交通安全活動推進団体・交通安全リーダーへの支援

2 道路環境や施設等の整備

- ・道路、交通安全施設等の点検・整備
- ・交通規制の適正化



第5項 消費者対策

1. 現況と課題

消費者トラブルの相談件数は長期的に増加しており、相談内容も複雑、多様化してきています。特に、オンラインなど関連サービスによる被害が急増しています。

このようななか、家庭や職域、地域、行政が連携して、自主的、合理的な意思決定のできる能力を身につけた消費者を育成することが求められます。

2. 施策の基本的な方向性

(1) 賢い消費者の育成

消費者トラブルに巻き込まれないよう、安全で確かな商品やサービスを選択できる賢い消費者の育成に努めます。

そのため、年代に合わせた生涯学習の機会を設定するとともに、消費生活に必要な情報を適時適切に提供することを図っていきます。

また、不用品の活用を促すための登録制度「不用品バンク」の活用を進めていきます。

(2) 消費者支援体制の充実

複雑、多様化している消費者被害に対し、県の相談窓口と連携を図りながら、専門知識を有する資格者による相談窓口を開設するとともに、相談日を増やし、消費者センターへの移行を図ります。

また、被害拡大の抑止や被害の未然防止のため、迅速な情報提供やモニターによる調査活動の情報の提供に努めます。

3. 施策の体系と主要施策

1 賢い消費者の育成

- ・消費者教育の充実
- ・消費者情報の提供
- ・消費者団体の育成

2 消費者支援体制の充実

- ・相談体制の充実
- ・被害の未然防止対策の充実